

令和2年度（2020年度） 事業計画書

1 事務局

豊島修練会は公益財団法人に移行（平成24年4月1日付）して、今年度で9年目になる。公益財団法人として大事にしていることは、法人自治と自己責任経営を軸に公益目的事業を展開し、設立目的の実現を図っていくことである。

事務局としては、令和2年度（2020年度）も本法人のガバナンス（機関運営、統合機能）を十分に発揮させ、本法人の目的の一層の実現化を目指し、1館2荘の経営にあたりとともに公益目的事業を一層充実させ、社会貢献に尽力する所存である。

令和2年度（2020年度）は以下の6点を重点に事務局の業務を進めることとする。

1. 本法人の所管官庁である内閣府に的確な提出・届出などを行うこと
2. 本法人の経理上の安定化を実現していくために、利用者の増大を図るとともに、経費の適切かつ地道な節減、修繕費の査定の厳格化の推進
3. 経年劣化によるガラス窓飛散防止フィルム貼り替え等、各種設備更新・修繕工事の査定の厳格化の推進
4. 時宜を得た防災・減災対策、利用者の安全・安心への対応の強化
5. 公益目的事業を円滑に展開していくために、評議員会、理事会、監事はもとより職員同士や職員と利用者等との間において、それぞれ独自性を尊重し合い、かつきめ細やかな報告・連絡・相談の継続
6. 利用者及び不特定多数の人に対する広報活動である定期的な広報紙の発行、掲示物、「ホームページ」の活用と更新及び公告や資料の閲覧などによる情報公開・情報開示を通して、透明性の高い説明責任を果たす経営の推進

2 教育文化会館を活用した事業（公益目的事業1）

（1）貸室事業の推進

不特定かつ多数の人たちの教育・文化・福祉にかかわる活動のために施設を貸与し、それらにかかわる活動の向上及び地域社会の健全な発展に寄与する事業を行う。安全で清潔な施設を貸与し、活動の場を提供する。

（2）各種活動への支援（個人・団体への教育・文化・福祉にかかわる活動）

個人・団体それぞれの活動内容に応じて、懇切丁寧な支援を行う。

（3）主催・共催事業の開催の推進

高齢者を主とした成人のための映画鑑賞会など教育・文化・福祉にかかわる共催事業を推進し、地域社会の健全な発展に貢献する。

（4）事業推進のための基礎の充実

① 経理的基盤

- 会館の施設・設備の充実・維持・管理、運営などのために、室料の収入や共通会計よりの繰入金収入を充てる。
- 経理処理は本法人担当役員と委託の税務会計事務所担当者が行う。
- 各月の経理状況を比較、検討し、複数の担当者が関わることによって財務基盤の明確化と経理処理の適正化を図るとともに、諸経費を見直し、節減に努める。
- 安全性を確保（施設・設備の計画的改修・修繕）するための必要な予算措置を計画的に講じる。
- 収支予算書は一般の閲覧に供するとともに、貸借対照表は開示対象であるため、ホームページ上に公開する。

② 技術的能力

- 利用者の自己実現を図る取組への援助、協力を行う。
- 児童・生徒等への教育活動を援助する。
- 利用者の活動を念頭に施設・設備の充実に努めるとともに、活動を支援する。

3 臨海学寮・林間学寮を活用した事業（公益目的事業2）

(1) 宿泊施設としての貸室事業の推進

団体利用の拡大を目指して、以下の点に取り組んでいく。

- 都内、近県学校の教育課程実施に配慮して利用者等への案内を拡充する。
- 賛助会員への情報提供と一般の団体への広報活動を進める。（ホームページの活用、情報提供の在り方の工夫）
- 団体利用の少ない時期に自然に親しむ体験を重視した自主事業を実施する。
（当年度も林間学寮・臨海学寮での自主事業を実施し、内容を充実させる。）

(2) 各種活動（少数団体・多数団体、宿泊訓練・野外活動）に対する支援

- 勝浦市、茅野市との連携を継続し、教材になるような情報の提供に努める。
- 都内、近県学校の教育課程内での教育活動を支援していくための活動内容のプログラムを充実させ、必要に応じて人材等の紹介も行う。（学寮周辺の施設等の情報の収集、発信）

(3) 主催・共催事業の推進

- 林間学寮や臨海学寮の環境を活かした自然体験教室を企画実施する。（国立青少年教育振興機構の子どもゆめ基金を申請）

(4) 事業推進のための基礎の充実

① 経理的基盤

- 学寮の施設・設備の充実・維持・管理、運営に寮費、賛助会費などの収入、共通会計よりの繰入金収入を充てる。
- 経理処理は本法人担当役員と委託の税務会計事務所担当者が行う。
- 収支予算書は一般の閲覧に供するとともに、貸借対照表は開示対象であるため、ホームページ上に公開する。
- 経費の節減に努める。（閉荘期の経費の見直し）
- 4月より消費税率の変更による寮費の値上げを実施する。

② 技術的能力

- 貸室事業は本法人役員が担当し、運営管理する。運営管理にあたり、貸室の状況の把握、利用者との連絡を的確に実施するために、電子メールを活用する。
- 学寮としての適切な管理にあたるため、管理人を配置する。

- 貸室事業を円滑に進めるために安全面・衛生面を整備し、学寮の内外の設備の充実を図る。令和2年度(2020年度)は下記の内容を重点に、備品や建具等の更新・修繕を実施する。

(安全面の整備)

防災計画の見直しと避難経路の確認 消防署など関係機関との連携強化
 防火・防犯のための荘周辺の整備
 罹災時その他必要に応じた市や市民への施設の提供

(衛生面の整備)

布団のレンタルの継続、シーツ等の管理
 従業員の衛生管理意識の徹底（食物アレルギーへの理解と対応）

(設備の充実)

学寮の内部の補修・整備（建具の老朽化に伴う修繕、臨海学寮のボイラー・冷凍冷蔵庫の更新、林間学寮の食洗機の更新 など）
 必要備品の補充（非常用備蓄食の補充）

4 教育文化会館の一部の賃貸事業（収益事業1）

(1) 賃貸している団体や法人

- ① 平成29年4月より5年間、平日午前中のホールについては豊島なでしこ幼稚園に貸与し、幼稚園は教育活動に利用する。
- ② 平成29年4月より5年間4階東側部分については東久留米市に貸与し、東久留米市教育委員会が、教育相談、不登校児童・生徒のため学習適応教室などに利用する。
- ③ 平成30年2月より3年契約で、1階旧ティールームをFMひがしくるめにFM放送のスタジオとして貸与する。
- ④ 平成30年3月より3年契約で、5階西側部分をエッセンシャルアカデミー進学塾に貸与する。
- ⑤ 平成30年8月より3年契約で、4階西側部分を(株)4tuneに貸与する、
- ⑥ 令和2年2月より3年契約で、5階東側部分を日機装エイコー株式会社に貸与する。

(2) 賃貸料の活用

教育文化会館の貸与で得た料金は、教育文化会館の利用者1人ひとりが安全で有意義な活動ができるよう、施設・設備などの充実・維持・管理、運営に活用する。

(3) 今後の課題

4階と5階は教育センターが使用することを前提に建てられているため、各テナントに合わせた使い方には対応できていない。問題点があった場合は、できる範囲で対応していきたい。